

《論 說》

EU機能条約101条 1 項における非競争的 利益の考慮 (二)

渡 辺 昭 成

- I 本稿の目的
- II Wouters 事件判決
(以上、國士館法学46号)
- III 専門的職業団体が定める規則に対する EU 機能条約101条 1 項の適用の際
の非競争的利益の考慮
(以上、本号)
- IV スポーツ団体が定める規則に対する EU 機能条約101条 1 項の適用の際の
非競争的利益の考慮
- V 結 語

III 専門的職業団体が定める規則に対する EU 機能条約 101条1項の適用の際の非競争的利益の考慮

以下では、Wouters 事件判決以前、以後における専門的職業団体が定める規則に関して EU 機能条約101条 1 項、イギリス1998年競争法 2 条の適用が問題となった事件について、検討を行うこととする。

1 Albany⁽¹⁾ 事件

(1) 事実の概要

本件は、繊維産業を営む事業者およびその被用者が設立し、その業界に属するすべての事業者が加入を強制される年金基金への保険金の支払いを拒絶した事業者が、当該基金への強制的な加入は EC 条約に反しているとオランダの Kanton 裁判所において主張し、それに基づき当裁判所が先行判決を求めた事件である。

オランダの年金システムには、第一に基礎年金制度が存在し、これは、賃金の多寡にかかわらず、年金を受け取ることができる制度であり、その加入は全国民に対して、制定法により義務付けられている。第二に、雇用、ないし、自営的な活動を背景とする補助年金制度が存在し、これは通常、産業の一部門を包摂する形で集団的な枠組みの中で運営され、これには例えば産業別年金基金に対する強制加入に関する1949年3月17日法（以下、BPW）に基づくものがある。第三に任意の個人年金ないし生命保険が存在する。

BPWに関するガイドラインには、産業別年金への加入に関する義務免除が記されており、当産業に属する労働者が、法に基づく企業年金基金、他の産業別基金、ないし、保険提供者による保護のもとにあり、これに基づく権利が少なくとも当産業別基金のもとの獲得されるものと同等であり、その権利が保護されており、当基金からの脱退が認められる場合には国により合理的とされる補償が当基金が被る損害に対して提供されるという条件を満たす場合には、加入義務に基づく保険金支払要求の6ヶ月前までに申請を行うことにより、義務免除が認められる。これに対する不服申し立ては、行政機関である保険評議会により審査される。

Y基金は、1975年にBPWに基づき設立されていた。Xは、1975年に事業を開始し、この基金に加入していたが、年金として支払われる額が、賃金に比例しておらず、定額であることから、1981年より被用者を対象とした年金システムを生命保険会社とともに設立した。その後、Y基金は、年金システムを変更し、Xが設立したものと同様に、40年間勤続した被用者は給料の70%を年金として受け取れることとなった。Xは、1989年にY基金への強制加入の免除を申請した。しかし、Y基金は1975年にY基金が設立する前に加入免除の申請を行うべきであったとして、この申請を拒絶した。Xはこれを不服として、保険評議会に申立を行い、その申立は容認された。しかし、この保険協議会の判断には法的拘束力がないこともあり、Y基金は免除を認めず、その後、Y基金は、1989年以降の保険料の支払い

をXに対して求めた。Xは、これを拒否し、Kanton 裁判所に提訴を行い、また、生命保険会社とともに国による EC 条約違反を委員会に申し立てた。

これに基づき、Kanton 裁判所は、主として、産業別基金への加入を当該産業内の事業者に強制したという事実は、国家が事業者に適用される競争上のルールを無効化したものと言えるかという問題について司法裁判所に先行判決を求めた。

（2）判 旨

オランダの裁判所が判断を求めている内容は、ある産業の雇用者と被用者を代表する機関が、その集团的協定として、補助的な年金の枠組みを管理する責任を持つ唯一の基金を設立し、当局に対し、当該基金への加入を強制的なものとするを要求することが、3条（g）、5条、85条に違反するか否かということである。このような協定は、第一に、当該産業において事業を行う事業者が、他の保険提供者が管理する年金の枠組みに参加する可能性を奪う、第二に当該協定が、年金保険市場の実質的な部分から、保険提供者を排除することにより、競争を制限する。また、当該協定の競争への影響は、オランダの繊維産業全体に及ぶため、「感知可能」である。さらに、当該協定は、国境を越えたビジネスに関わるものであり、他国において設立された保険提供者からオランダにおける年金事業に関わる機会を奪うものであるため、加盟国間の通商に影響を与える。

第一に考慮すべきことは、単一の年金基金を設立し、それへの加入を強制的なものとするを国家に申請するという集团的合意を背景とした、ある一定の産業の雇用者と被用者を代表する組織による決定が85条に反するか否かということである。85条1項は、加盟国間の通商に影響を与え、その目的ないし効果において競争を阻害、制限、歪曲する事業者間の協定、および、事業者団団体の決定を禁止しており、このルールの重要性により、起草者が、同条2項が1項に違反するものは自動的に無効であると定めたものとみることができる。

第二に考慮すべきことは、EC条約3条（g）および（i）（改正後の

(g) および (j)) のもとでは、共同体の活動は、域内市場の競争が妨げられないことを確保するのみではなく、社会的領域の政策をも確保するシステムを含むことである。また、2条は、共同体の固有の任務として、共同体内の経済活動の調和および均衡のとれた発展を促進することを挙げている。さらに、これに関連し、118条(改正後の137条)は、社会的領域、特に雇用者と被用者間の連携および集团的交渉の権利に関し、加盟国間の緊密な協力、経営者と労働者間の対話を共同体が促進するとしている。加えて、1992年に採択された合意においては、共同体および各加盟国が追及すべき目的には、継続的な高い雇用水準と排斥の根絶の視点を持ち、生活および労働条件、適切な社会的保護、経営者と労働者間の対話、人的資源の発展を改善することが含まれるとされ、共同体レベルでの経営者と労働者間の対話は、両者が望む場合には、協定を含む建設的な関係を導き、それは経営者と労働者と加盟国の間に特有の手續および行為に従って実行され、合意がある場合には委員会の提案に基づき理事会により実行される。

一定の競争制限が、雇用者と被用者を代表する機関間の集团的協定に内在するのは疑いがないが、このような合意に基づき追求される社会政策について、経営者と労働者が共同して労働および雇用条件を改善する方策を採択した場合に85条1項が適用されるとすれば、深刻な悪影響を与えることとなる。

したがって、効果的かつ統一的な条約全体としての解釈から、経営者と労働者間での集团的交渉を背景として締結された協定は、その性質および目的から、85条1項の適用の対象外とみなさなければならない。本件協定は、集团的協定の形式の中で締結されたものであり、雇用者と被用者を代表する組織間での集团的交渉の結果である。また、その目的に関する限り、当該協定は、その加入が強制的である年金基金により管理する補助的な年金枠組みを設立し、すべての労働者に一定の年金を保証することを追及するものであり、直接的に報酬という労働条件を改善することとなる。

したがって、本件協定は、85条1項の適用対象外である。

次の問題は、当該協定の性質及び目的により、当該協定を85条1項の適用から免除することが正当化されるかどうかということである。第一に、年金基金への加入を強制するという、当局に対する雇用者と被用者を代表する機関によりなされた要求は、数多くの国内法のもとでの法的枠組みの一部であり、社会的領域における規制権限を行使することを意図したものである。第二に、その目的の限りにおいて、当該協定は、それへの加入が強制的なものとなる可能性がある年金基金により運営される補助年金制度を設立するものだというのである。このような枠組みは、一般的に当該産業のすべての労働者に一定水準の年金の受給を保障するものであり、直接的に労働条件を改善することとなる。

したがって、当該協定は、その性質及び目的により、85条に違反しない。

また、85条は事業者の行為にのみ適用され、加盟国の立法及び規制に対しては適用されない。しかしながら、85条は加盟国に対し、事業者に適用される競争上のルールを無効なものとする可能性のある方策を立法であれ、規制であれ、導入ないし維持することは、条約上の義務を果たすために加盟国に適切な措置を取ることを要求する5条との関係において、認めていない。つまり、85条に反する協定、決定、協調的行為を必要ないし支持すること、その効果を強化すること、経済の領域に影響を与える決定を下す責任を私人に委譲することにより立法権限を自ら奪うことは認めていない。しかし、雇用者および被用者を代表する機関が当局に当該産業別年金への加入の強制を申請することは、法により確立された枠組みの一部であり、社会的領域における規制権限を行使することが意図されているものであり、85条の適用対象とはならず、加盟国は自由に当該基金への加入を強制することができる。したがって、当局の決定は85条に違反する協定、決定、協調的行為を必要、ないし、支持するものとはみなされない。

したがって、3条（g）、5条、85条は、雇用者と被用者を代表する機関の求めに応じて当局が産業別年金への加入を強制する決定を当局が行う

ことを禁止していない。

(3) 判旨の検討

本件は、産業別に設立される補助年金への強制加入制度が、当該産業に属する企業が他の保険提供者を利用することを妨げ、また、他の保険提供者を年金保険市場から排除する効果を持つことから、当該制度を利用することとした雇用者と被用者との間の集团的協定が85条1項に違反するか否かが問題となったものである。判旨においては、EC条約に挙げられた共同体が活動すべきものとしての社会分野における政策、労働条件の改善といったものを推進するためには、このような集团的協定には85条1項は適用されないとしている。本件は、Wouters 事件判決以前のものであるが、競争に悪影響を与える協定の性質および目的を考慮した点では、類似性を有する。

この判旨につき、法務官意見と比べ、非常に広い範囲に関するルール作りを行ったものであると評されている⁽²⁾。Jacobs 法務官は、当該協定に対し、85条1項を適用すべきか否かという問題について、本件において委員会がその意見として、多くの集团的協定は要件を見たす限り85条の適用対象となる⁽³⁾としていることに対し、次のように述べている。

このような考え方は、条約を機械的に解釈することから生ずるものである。なぜなら、二つの相反するルールが関連しているためである。その一方は、集团的協定を促進するルールである。このルールでは、明確に労使間の集团的協定が原則として合法であるという推測から出発している。もう一方は85条である。85条1項では、一定のカテゴリーの協定は禁止される。ここで禁止される協定は、85条2項に基づき自動的に無効である。85条3項が挙げる要件を満たした場合のみ、委員会が85条1項が適用されない旨の決定を行うことができる。

本件において、また、各国の法律を比較して明らかなように、これら二つのルールの間には、いかなる法システムであれ、潜在的な緊張関係が存在するのである。確かに、賃金やその他の労働条件に関する手段的交渉を

主目的とする通常の集团的協定は、被用者間の競争を制限する。しかし、労働組合及び集团的交渉の過程の主目的は、賃金やその他の労働条件に関し、「底辺への競争」に被用者が巻き込まれることを防ぐことにあるのである。したがって、集团的交渉は、各国国内法令、国際法のシステム、より明確には条約それ自身により、促進されるべきものとされているのである。加えて、共同体における雇用の領域に関する立法は、集团的交渉により実現されるべき方策について明確な条文を有する。もし、このような協定が85条1項の適用対象となるのであれば、委員会は適用免除に関するネガティブクリアランスを適用する必要があることとなる。しかし、このような協定はその性質において、競争法の枠組みとは相いれないものである。

条約の起草者は、このような問題を前提とはしておらず、また、このような解決方法にも合意しない。したがって、条約はそれ自身としては解決法を導き出すものではない。このような状況においては、確立された解釈の原則に則って、一定の基準を示すことが必要である。条約に挙げられた二つのルールの間には優劣はないため、一つのルールが絶対的な基準となるわけではなく、また、片方が片方の物を完全に無効とできるわけではない。その中で、集团的交渉を促進する条約のルールは、集团的交渉が原則として合法であるということを前提としているものであるため、85条1項は賃金やその他の労働条件をその主要な目的とした労使間の協定に対しては、その適用が予定されていないものとみることができる。したがって、賃金やその他の労働条件に関する労使間の集团的協定は、自動的に反競争効果の精査からは免除されるべきである。

このように法務官は、85条1項の適用対象外となる労使間の協定につき、その主要な目的が賃金やその他の労働条件といったものにある場合に限ると意見を述べている。本件で問題となった年金システムの設立というものが法務官意見にある「労働条件」に該当するか否かは不明であるが、判旨は労働条件のみならず、社会政策の推進に関するものを含むとしていることから、法務官意見よりも広い範囲のものを85条1項の適用対象外とする

ものであろう。

2 EPI 事件⁽⁴⁾

(1) 事実の概要

1973年10月に調印された欧州特許の付与に関する条約に基づき設立された欧州特許機構の下部組織であり、欧州特許を付与する権限を有する欧州特許庁（以下、EPO）を監督する役割を有する管理理事会は、1977年10月、二つの規則を採択した。第一は、「専門代理人協会」（以下、EPI）を設立するものであり、第二は、専門代理人に対しEPIが行使する懲戒権限に関するものである。このEPIが設立された目的は、中でもEPOとの間で専門代理人の専門性に関する問題、特に懲戒に関する問題と「欧州資格審査」に関して協力すること、および、勧告を通じて、「専門家行為規則」を会員である専門代理人に遵守させることにある。この行為規則は、代理人の中から選出されたものによって構成されるEPI理事会によって制定される。

1984年10月に制定された欧州理事会規則7条5項は、この規則は条約を遵守する限り、加盟国が専門的サービスに関する比較広告に関し、それを禁止、ないし、制限することを維持、ないし、新たに導入することを妨げないとしている。

このような状況下において、EPIは、1996年7月、委員会に対し、自らの行為規則に関し、ネガティブクリアランス、ないし、EC条約85条3項に基づく適用免除を求めた。それに対し、委員会は、1999年4月、行為規則がその2条b項1号において他の会員の専門的サービスとの比較を禁止し、同3号において他の会員からの承諾がない状態でその他の専門家の氏名に言及することを禁止することは、比較広告を禁止することであり、5条c項において他の専門家が既に携わっている、ないし、それが予想される段階において、特定のケースに関し、顧客が望まないにもかかわらず、見解を提示することを禁止することは、既に他の会員の利用者である者に

対してサービスの供給を行うことを困難にするが、これまで個別に宣伝を行うことを禁止され、自発的にサービスを提供することを禁止されていたという伝統があり、それを変換することは大きな変化を伴うこととなり、混乱が生ずることが予想されることから、2009年4月まで、85条3項に基づき、85条の適用を免除するという決定を行った。

これに対し、ドイツ・ミュンヘンにおいて設立された専門代理人協会がこの決定の破棄を求めて、ヨーロッパ第1審裁判所に提訴した。主な争点は、上記の規則が裁判時のEC条約81条に違反するか否かということであった。

（2）判 旨

①行為規則2条

問題は、専門的サービスを比較する行為を禁止する行為規則2条が81条1項に違反するか否かということである。専門家の行為を形づくる規則は、単にそれが適切な能力を持つ者による専門的な行為に関する規則であるという理由で、原則として、81条の適用対象外となるということは認められない。したがって、81条1項に違反するか否かは事例ごとに審査する必要があり、特に、専門性を持つ会員の行為の自由、その組織自体、および、顧客に与える影響を考慮に入れて審査する必要がある。また、本件は、開業の自由およびサービス提供の自由という原則に関係するものであり、公共の利益に存する目的を実現するためにそれぞれの加盟国で強制力を持つこととなる専門家としての行為に関する規則はこれらの原則を侵すことなく、その領土内で行動することとなる専門家に適用されることが必要である。さらには、EC条約を起草した者は競争法の適用範囲から一定の活動を除外し、特別の枠組みを適用することを意図し、農作物の生産・取引といった事例において、それを明白な形で行っている。このような前提のもとで、委員会が、行為規則2条が81条1項が意味するところの競争を制限するという結論を下したことについて、検証を行う必要がある。

委員会の決定において、行為規則2条b項1号、3号は、ともに比較広告を禁止するものとされている。しかし、3号は、文書による合意なく、他の会員の氏名に言及することについて述べているのみであり、これは専門的代理人が不当に専門家間の関係に依存しないことを確保することを目的とするものである。したがって、3号が競争を制限し、85条に合致しないと委員会の判断は誤りである。

1号に関し、第一に述べる必要があることは、事業者のそれぞれの利点、サービスの質、費用をよりわかりやすくするという点において、広告はあらゆる市場において競争の要素として重要であるということである。さらに、比較広告は、公正性があり、また、適切なルールに従ったものであれば、利用者により多くの情報を提供し、共同体内で専門代理人を選択する際の手助けとなるということである。そのため、比較広告を全面的に禁止することは、他よりもより効率的な専門代理人がそのサービスを展開し、結果として依頼人がより良い結果が得られることとなるのを制限することとなる。

専門代理人協会は、比較広告を禁止することのメリットが、広告はより多くの資産を有する者による広告を許すこととなるため、広告により顧客を引き付けることよりも優ると主張するが、そのような主張のもとでは広告全般を禁止することが必要であることとなる。行為規則2条a項は、一般的な広告を許容しており、この主張と矛盾することとなる。また、協会は比較広告を禁止することは、専門家にとって共通化する必要がある思慮分別、完全性、礼儀といった面を基礎とするものであると主張するが、比較広告を全面的に禁止することは、専門家の行為の完全性、ルールを維持するために客観的に必要であるとは言えない。

したがって、1号に関する委員会の判断に誤りは存しない。

②行為規則5条

行為規則5条c項は、他の専門家が既に携わっている、ないし、それが予想される段階において、特定のケースに関し、顧客が望まないにもかか

わらず、見解を提示することを禁止する。これにつき、専門家代理人協会は、次のように主張している。

すべての専門的サービスに適用される伝統的な行為規範に対応するものであり、このような条項は競争を制限するものではない。さらに、他の代理人の顧客への積極的な接触を禁止することは、すべての専門的サービスにおいて必要とされる重要な義務であり、思慮分別、公平性といった原則から正当化されるものである。また、顧客の求めにより、新たな代理人が顧客にサービスを提供することは可能であり、他の代理人と競争することは可能であるため、競争は制限されない。同様に、顧客となり得る者に対し、広告物を送ることは可能である。

それに対し、委員会は次のように主張している。

当該条項が少なくとも、既に他の代理人が携わっているケースに関し、その他の代理人がサービスを提供することを妨げること、および、自らの能力を実証することを妨げることとなり、その結果、他の代理人の顧客に対し接触することが困難となる。顧客が自らの望んだ場合には、独立した意見を提示することができるとしても、これは上記の問題を克服するものではない。さらには、5条c項の不正確な文言に照らすと、他の代理人の以前の顧客に対する接触を行うことの重大な障害となる。

このような主張に対し、裁判所は以下のように判断する。

第一に、行為規則5条c項は、他の専門家がサービスの提供を終えた顧客に対し、他の専門家が接触することを禁じておらず、既に終結したケースについて顧客に対して見解を述べ、それにより新たな接触を図ることを禁止するのみである。また、委員会は5条c項は、既に他の代理人が携わっているケースに関し、それ以外の代理人がサービスを提供することを妨

(3) 判旨の検討

第1審裁判所は、EPIが制定した行為規則をはじめとする専門家の行為を規制する規則は、ただそれだけでEC条約81条の適用対象外となることはないが、その際には、事例ごとに審査を行う必要があり、特に、専門性を持つ会員の行為の自由、その組織自体、および、顧客に与える影響を考慮に入れて審査する必要があるとしている。また、比較広告を全面的に禁止することは、専門家の行為の完全性、ルールを維持するために客観的に必要であることが、当該行為が競争を制限しないといえるために必要であるとしている。

本判決は、Wouters事件判決以前に下されたものであるが、以下の点で類似性を有する。第一に、専門的サービスを提供する者の行為を規制する規則につき、それが81条の適用対象となるか否かということにつき、そのすべてが適用対象となるわけではなく、様々な要素を考慮して、それを判断する必要があるということである。第二に、Wouters事件においては、当該制限が目的を達成するために客観的にみて必要であることが求められたが、本件でも同様に客観的にみて必要であることが求められたということである⁽⁵⁾。

前述したように、このような判旨に対しては、「合理の原則」を採用したものなのか、このような議論が専門的サービスに関する規則に限定されるものかということが問題となる。この時点で結論を下すことはできないが、裁判所はWouters事件判決以前から、少なくとも専門的サービスを提供する者の行為を規制する規則につき、それが81条1項がいうところの競争制限効果を持たないと判断することが可能であり、その際には当該規則が制定された目的等の要素を考慮することが必要であると考えていたといえることができる。

専門的サービスにつき、欧州議会は、「一般的にみて、最終消費者に専門的サービスの完全性に関連して必要な保証が与えられるのであれば、それぞれの専門家の特定の状況下において、特にその組織、資格、専門家と

しての倫理、監督、責任、公平性、会員の能力に関するもの、ないし、利益の衝突や誤った広告を防止することを目的とするものは必要性があり、競争を制限することとはならない」としている。⁽⁶⁾しかし、委員会は、専門家による広告につき、「消費者に対し、異なる製品に関する情報を提供し、より多くの情報の下で購入の決断を行うことを可能とすることにより。競争を促進する可能性がある」とし、比較広告に関しては、「新たな事業者が市場に参入する、ないし、既存の事業者が新たな製品を販売するための最終的な競争手段である」としている。⁽⁷⁾本件で問題となった比較広告は、それが誤りでない限り、専門的サービスの選択の際に問題となる情報の非対称性を解消するものであり、競争を促進するものでもあり、それを制限することについては必要性が存しないといえる。

3 GISC 事件⁽⁸⁾

本件は、損害保険商品の販売を仲介する者に対し、損害保険会社等が形成する組織が、それに加入することを取引の条件とすることを内容とする規約を制定したことに関し、EU 機能条約101条1項と同様にカルテルを禁止するイギリス1998年競争法2条1項に違反するか否かが問題となったものである。

（1）事実の概要

イギリス国内には1982年保険法の規制下にある損害保険会社が約100社存在しており、その販売額のうち、約6割をCGU/Norwich等の5社が占めている。これらの損害保険会社は、自らその商品を販売するのみではなく、その売上高の半分は、様々な仲介者を通じて販売している。この仲介者には、主な者として、(ア)保険加入者に対し、最適な助言を行う義務を有する独立型保険ブローカー、(イ)一つの保険会社と契約する単独型の代理店、(ウ)複数の保険会社の商品を販売する複数型の代理店がある。また、近年はこれらのみではなく、旅行保険を販売する旅行代理店や郵便局等も保険商品を販売している。仲介業者は、1977年保険ブローカー法のもとで

国に登録をすることが求められ、登録を行った場合にのみ、「保険ブローカー」と名乗ることが可能であり、ブローカーとしての資格、守秘義務、資本等に対する規制のもとに置かれている。また、ロイズを形成するブローカーは、1982年ロイズ法の規制下にもある。委員会は、保険仲介業者に対する登録システムに関する指令を提案しているが、まだ、採択されていない。また、イギリス政府も1977年法を改正することを検討している。

損害保険会社および仲介業者は、その事業者団体である損害保険標準協議会（以下、GISC）を形成しており、損害保険会社のほぼすべてがこれに加入している。GISCは、その規則において、「損害保険活動のすべての分野において一定の基準を監査し、かつ、実行する単一の規制の枠組みを確立すること」を目的としている。同規則のうち、Rule F 42において、「仲介業者のとの取引 GISCにより認められる適用免除のもとで、会員は、会員自身、損害保険活動に従事する会員ではない者との間で直接、取引を行わないこと、および、一次代理店ないし二次代理店となる者が取引を行わないことを確実なものとする」としている。つまり、仲介業者はGISCの会員ではない場合には、一次代理店ないし二次代理店である場合に限り、保険会社と取引をすることができるということである。また、Rule F 34においては、「脱会する場合には、その損害保険活動を適切に終結させる、ないし、脱会する会員の顧客に関し規則が遵守されることが他の会員に承認されなければならない」とし、Rule F 37においては、脱会後も2年間はGISCの管轄下におかれることが規定されている。さらに、Rule F 24においては、仲介業者は、複数の会社が販売する商品を販売する場合、代理店となることはできないとしている。その結果として、旅行代理店等は、GISCの会員となるか、または、一つの保険会社の商品を販売する場合に限り、保険商品の販売が可能となる。

GISCはこれらの規則につき、2001年4月1日から発効するものとし、2000年6月30日に公正取引庁（以下、OFT）に対し、届出を行い、2001年1月24日にGISCの規則はイギリス競争法2条1項に違反しないとの決

定が行われた。上記規則全般について、公正取引庁長官（以下、長官）は、以下のように判断を行った。

GISCが定める規則は、1998年競争法第1章が意味するところの、その目的ないし効果において、イギリス国内の競争に感知可能なほど、それを阻害、制限、歪曲することとはならない。当該規則は、GISCの会員が損害保険に関する活動を適切に実行することを確保することを目的としており、また、消費者の保護に資するものでもある。これら必要な保護を実現するために、当該規則は会員が適合させなければならない基準を設定し、また、それを実行するための手続を設定している。これを効果的なものとするために、自己規制という枠組みは、関連市場において活動を行う事業者に対するコントロールとして、その適切性と消費者保護を実現するものとして必要な活動である。したがって、このような枠組みは競争に感知しうるほどの歪曲、制限、阻害効果を持たない。本件において、当該規則から導き出される消費者の利益は、損なわれることはない。当該規則は、合理的と感じられる必要条件であり、法を遵守するためのコストとして損害保険業界への重大な参入障壁となるものではない。むしろ、当該規則は消費者の利益を侵害する不適当な事業者を排除する効果を持つ。したがって、反競争的なものではない。むしろ、消費者の利益を保護する適切な事業者間の競争を促進する効果を持つ可能性さえある。

また、長官は、Rule F 42について、以下のように判断を行った。

Rule F 42は、GISCがその目的を達成し、GISCの会員となるか会員の一次代理店ないし二次代理店として規制を受けるかという選択をするというGISCの規則に従う義務がある仲介業者に対する共通の規制の枠組みを確立する手段である。Rule F 42は、全ての仲介業者に対してGISCの会員となることを求めるものではない。規則において、仲介業者から、一次代理店、二次代理店は除外される。損害保険の分野に関し、一次代理店、二次代理店となったものは、GISCを通じて、規制を受けることとなる。GISCの会員であり、一次代理店、二次代理店を傘下に持つ者は、そ

れらが規則を遵守することにつき、責任を負うこととなる。

Rule F 42は、GISC の会員およびその一次代理店、二次代理店が会員ではない仲介業者とイギリス国内において取引をすることを妨げるものである。しかし、当該規則が市場における競争が感知可能な程度に減殺されるほどに仲介業者を市場から排除するものではない。さらに、仲介業者がGISC の会員となることを選択しなかった場合であっても、会員は一次代理店、二次代理店としてそれら者と取引を行うことは許されている。したがって、Rule F 42は競争を感知し得るほどに競争を制限ないし阻害することはない。

これに対し、独立保険ブローカー協会（以下、IIB）およびイギリス旅行代理店協会（以下、ABTA）がこの決定の撤回を求めたが、長官はこれを認めなかった。そのため、IIB および ABTA は、長官の判断に対する控訴裁判所の機能を有する競争委員会に対し、控訴した。

（２）競争委員会判断の要旨

競争委員会は、まず、Rule F 42につき、次のように競争に与える影響について判断した。

Rule F 42は、取引相手が保険会社である仲介業者を排除するものではなく、また、その大多数は、GISC の会員であるものの、明確にすべての保険会社に対して、GISC に加入することを求めているものではない。しかし、GISC の会員である保険会社に対し、非会員である中間業者との取引を禁止している。その結果、イギリス国内の保険会社の大多数は、非会員である中間業者と取引をすることができない結果となる。したがって、Rule F 42は、EC 条約81条1項およびイギリス競争法2条1項が意味するところの、その目的ないし効果において競争を制限ないし阻害する条項とみなされる。

また、第一に、Rule F 42は、GISC の会員である保険会社が自由に取引相手を選択する自由を制限する。競争の自由は、いつ、どこで、誰と、どのような条件で取引を行うかということを選択する自由を意味する。保

険会社が取引を行う仲介者を限定する契約上の制限は、競合する供給者（GISCの会員である保険会社）により締結され、全ての仲介業者にその効果が及ぶため、競争を制限するものである。第二に、仲介業者の観点からすると、競争の自由という重要な側面は、いかにして顧客の側に立った保険商品を提案し、助言するといったサービスを提供するかということを決する自由である。さらには、自らが関連する特定の団体に加入する可否か、および、当該団体によって設定されている行動規範、規律手続に従うか否かを事業者自身が決定する競争上の自由という重要なことでもある。したがって、強制的な加入を求め、その事業上の行動に強制的な規則を設定することは、その性質において中間業者の競争上の自由に対する大きな制約となる。一定の必要最小限の基準を受け入れるか否かということは任意であるべきであり、集团的に行動する供給者集団による市場支配力の行使により強制的に基準が課されることはこれとは全く異なる事態である。したがって、Rule F 42は第1章の適用対象である。

第二に競争への影響の感知可能性については、イギリスにおいて火災保険業務を営む者の85%がGISCに加入していること、それらの者のシェアが50%を超えること、全仲介業者15000のうち、9000以上がGISCに加盟していないこと等から、競争委員会はこれを肯定した。

第三に、上記長官判断について、競争委員会は次のようにその骨子を批判している。

第一に問題となるのは、Rule F 42は、GISCに加盟することを希望しない仲介業者は選択肢として、一次代理店ないし二次代理店となることが可能であるため、全ての仲介業者に対して加盟することを要求するものではないと判断していることである。しかし、Rule F 24は、複数の保険会社が発売する商品を取り扱う独立系仲介業者を保険会社は一次代理店ないし二次代理店とすることはできないとしている。したがって、GISCに加盟せず、一次代理店ないし二次代理店となることを選択する仲介業者は、複数の保険会社が発売する商品を取り扱えないこととなる。その結果、顧客

の事業を最適な条件に置くことをその主な機能としている独立系ブローカーは、その地位が、Rule F 24により、破壊されることとなり、損害保険市場における競争に重大な影響を与えることとなる。また、顧客が商品を様々な形で検討することを可能とし、また、顧客に対し一つの保険会社に縛られることなく公平な助言を行うという損害保険市場において重大な独立系ブローカーが存在するべきだということも重要な観点である。しかしながら、Rule F 42と Rule F 24により、まったく逆の結果が生じ、独立系ブローカーのその多くを排除することとなる。複数の保険会社の商品を販売する旅行会社についても同様である。

第二に問題となるのは、Rule F 42により、仲介業者を多く市場から退出させ、その結果として感知し得るほどに競争を減殺するものではないとしていることである。Rule F 42により、仲介業者の多くは GISC に加盟すると予測している。しかし、これまで GISC に加盟していない9000以上の仲介業者は、GISC の会員となるのではなく、代理店となることを希望しており、その結果として、複数の保険会社が販売する商品を取り扱う中間業者から一つの保険会社に縛られる形となる代理店への構造的な変化が生ずることとなる。この点において、長官がその根拠とした証拠が適切なものであるとは判断しない。

第三に問題となるのは、GISC が定めた規則が、本質的に、反競争効果を持たないとしていることである。Rule F 42についてもまた、その目的ないし効果において、感知し得るほど競争を制限ないし歪曲しないとしている。しかし、Rule F 42は、仲介業者に対し、GISC の枠組みの中に入ることを強制するという方法は、競争する保険会社が一定の者と取引しないという水平的協定であり、自らが競争の自由を放棄するというものであることから、その目的ないし効果において、競争を阻害、制限、歪曲するものである。また、数多くの中間業者が GISC に加盟することを不適切ないし不必要であると考えており、その者たちは、GISC に加盟するか、事業を中止するかという立場に置かれている。これは、仲介業者の競争の自由

を制限するものである。

第四に、問題となるのは、GISCが損害保険に対する規制の枠組みとして、事実上、唯一の存在となることにつき、他の規制機関の存在ないし独立系ブローカーの認定に関する枠組みを排除し、独立系ブローカーが損害保険の分野において自らを差別化し、GISCを支配している保険会社との間の利益の衝突を生み出すことから、競争が制限ないし阻害され、それにより、それにより、1000に及ぶ独立系ブローカーが影響を受けることとなる可能性があることである。

また、競争委員会は、GISCが公権力を行使しうる制定法に基づく存在ではなく、また、事業者として認められることから、競争法の適用対象となることも確認している。

（3）競争委員会判断の検討

本件は、長官が、その判断において、損害保険業界の適正化、消費者利益に資する規則は、一般的に競争制限効果を有せず、また、Rule F 42が独立系ブローカーはそれにより代理店に移行することから市場から排除されることはないとした認定を、競争委員会が否定したものである。後者の点については、事実認定の問題として、Rule F 42およびその他の規定から、独立系ブローカーを排除しないとした長官の認定を根拠がないものとして否定したものである。問題となるのは、前者の点である。

前者の問題につき、1998年競争法に関し、電気通信分野における管轄権を有する電気通信庁（以下、Of tel）は、事業者団体による自主規制、および、自主規制が十分ではない、ないし、自主規制を行うことが適切ではない場合に、Of tel 自身ないし Of tel と事業者が協力して行う規制について、その規制を行う必要性として、(ア)消費者に利益をもたらす有効競争、(イ)消費者への十分な情報提供、(ウ)消費者の適切な保護、(エ)反競争的行為の阻止を挙げている⁽⁹⁾。しかし、自主規制がこれらを目的ないし効果とするのみで正当化されるわけではなく、それが同様の目的ないし効果を達成するために必要最小限のものであることも要求している。これに基づいて本件をみ

るに、競争委員会判断において明確に述べられたわけではないが、Rule F 42をはじめとする規則は、たとえ、これらが消費者保護に資するとしても必要最小限的手段ではないと判断されたものであろう。

保険業界については、1982年保険法をはじめとする各種立法が既に存在し、それにより消費者保護が図られている現状にある。それに加え、本件において問題となった規則はさらに消費者保護を図るということの一つの目的として定められたものである。しかし、当該規則がそれによりどのように消費者保護に資するのか、また、資するとしても必要最小限なのかということにつき、暗黙のうちに判断がなされ、また、Rule F 42をはじめとする規則が独立系ブローカーを市場から排除する効果を有することから、判断を長官に差し戻している。

本件において、Wouters 事件を、競争への感知可能性の解釈の部分について、参照しているが、それ以外の部分については参照していない。

4 ベルギー建築家協会事件⁽¹⁰⁾

(1) 事実の概要

本件は、ベルギーにおいて活動する建築家はその活動において登録をなすことが法律上求められる建築家協会が、その活動倫理として定めた規則の中で、建築家の報酬規程を定めたことが EC 条約81条 1項に違反するかどうか問題となったものである。

ベルギー建築家協会は、1963年建築家協会設立法に基づいて設立された団体であり、その組織は、各地の協会、各地の協会による決定を再審査する機関、および、国家理事会から成り立っている。この国家理事会は、1963年法により、建築家が従わなくてはならない倫理規則を定める権限を与えられ、この倫理規則は、国王の承認のもと、強制力を持つ。

国家理事会が定めた倫理規則が最初に国王の承認を得たのは1967年であり、その後1985年に再承認を得て、現在でもこの1985年倫理規則が有効とされている。この1985年倫理規則 3条は、「法の適用を妨げることな

く、この規則は建築家自身、および、専門家としての建築家の行為を統治する規則を明らかにしている」とし、また、12条は、「建築家は自らの専門性を発揮するという形により、その生活を営み、名誉および完全性を維持しつつ専門家としての行為を行うことが可能となる費用および報酬を得ることとなり」、「その費用、特に専門家の責任に関する保険の費用を賄うことができなければならず」、そのため、「国家理事会は標準を示すことにより3条に基づき拘束力を有する最低報酬基準を定めなければならず、この基準を遵守しない者は、1963年倫理規則21条に基づき、規律罰に服す必要がある」とあり、「国家理事会は、また、報酬の参照基準を定めなければならず」、「独立した専門家として動労を行う建築家は案件のすべての側面を考慮、特に、自らが提供するサービスの困難さや規模、利益、当事者の経済的状况を考慮した上で節度をもってその金額を設定しなければならない」としている。

1967年、国家理事会は、「倫理規則 No. 2」と呼ばれる「建築家費用基準」を提示した書面に関する採択を行った。しかし、この規則については、建築家協会を所管する中小企業庁は拘束力を有する有用なものとは見なさず、また、国王による承認も行われなかった。しかし、この「倫理規則 No. 2」は、1978年に改訂され、様々なパーセンテージが採用される費用、住宅開発の際の同じタイプの建築物に対し責任を有する場合のスライド形式の費用基準について定めていた。理事会はこれに続き、2002年には、基本的なパーセンテージの数値を定め、および、通貨の基準をユーロへ転換した。その際、国家理事会は、「現行のベルギー競争理事会およびヨーロッパ裁判所は、『この費用基準がガイドラインとして理解されるべきであるということ』を前提として」、規制を受ける専門家により規定された費用基準が競争法に合致しているか否かということにつき重大な関心を持っているものと思われる」ということを述べている。この費用基準は、2002年6月ないし7月にかけて、協会のサイトに掲載されたが、国家理事会は11月にそれを削除した。同月、国家理事会は、「委員会から通知に基づき、

国家理事会は『倫理規則 No. 2』を撤回し、倫理規則30条第2項を破棄することを決議した。撤回された「倫理規則 No. 2」は、その1条において、「この建築家の費用基準は、建築家はその独立した能力において提供したサービスに対し、建築家に支払われる最低報酬を決定するものである」としていた。

「倫理規則 No. 2」については、ベルギー国内においても問題とされ、1995年10月にベルギー競争委員会がその仮差止を決定したが、ブリュッセル控訴裁判所はこれを無効とした。その後、ベルギー競争委員会は審査を行ったが、2002年7月、既に手続をとる合理的な期間が経過しているとして、審査を終了した。

(2) 委員会判断の要旨

①強制力のある事業者団体による決定

最低費用基準を定める「倫理規則 No. 2」は、81条1項がいうところの事業者団体による決定である。しかし、建築家協会は、「倫理規則 No. 2」を規定することを法律上、義務付けられているわけではない。建築家の費用が建築に伴う費用に対する一定の割合をもって計算されるという方法を決定する規則ないしそれに基づく行為を公式化する任務を協会に付与する立法は存在していない。1963年法は、会員の名誉、裁量、威厳を保護する任務を付与したのみである。

また、1985年倫理規則は、その12条において「国家理事会は、3条に基づき、その標準を示すことにより、最低費用基準を強制力のあるものとしなければならない」としているが、これが強制力を持つのは内閣の承認のもとであり、協会と内閣の協力のもとで初めて強制力をもつこととなるという点からすると、内閣の承認がない状態においては、協会は建築家に対して費用基準を採用することを推奨することのみが可能である。協会は、これを受けて、「倫理規則 No. 2」はあくまでも「ガイドライン」であり、強制力を持つものではないと主張するが、協会は、強制力が存在するという誤解を招く危険性があるにも関わらず、「倫理規則 No. 2」とい

う名称を継続して使用し、また、その中で、「倫理規則は、すべての建築家が、協会の機関が承認した規則およびそれに基づく行為によって決定される水準に基づく費用を決定する義務を有し」、「建築家の費用を計算する方法を決定する規則およびそれに基づく行為を明らかにする責任を協会の機関は有する」としており、さらには、「明らかにされたものよりも低いレートを採用することは、建築家が良心に基づき、また、責任をもって自らの義務を遂行する義務を果たすこととはならず」、「顧客の利益を軽視することとなり」、「協会が保護する専門家としての名声、名誉を棄損することとなる」としている。また、1985年倫理規則12条に違反した場合には、建築家は規律罰を受けることとなっており、国家理事会が同3条に基づき最低費用基準を定めなければならないとしていることからすると、「倫理規則 No. 2」を遵守しなかった場合には、これらの規定に違反したこととなり、規律罰を受けることとなる。さらには国家理事会は、1986年に廃止されたものの、1968年に標準契約なるものを規定し、発行しており、この10条では「当事者は、その費用につき、「倫理規則 No. 2」に従って費用が決定され、それが支払われることに明確に合意し、その書面が添付される必要がある」、「その費用において採用されるレートは、それぞれのカテゴリーの規模に基づいて固定されるものである」としていた。

これらの事情を鑑みると、「倫理規則 No. 2」は、会員たる建築家に対し強制力を有する事業者団体による決定とみなされ、EC条約81条1項の適用対象となる。

②競争制限効果

「倫理規則 No. 2」とされる費用基準を設定する決定は、その目的において、81条1項がいうところの共同体内の競争を制限する。委員会は、「推奨価格」というだけでは自動的に81条に違反するわけではないということは認識しているが、本件における決定は競争を制限する目的を有する。単に目標ないし推奨となる価格を設定することであっても、それに参加する者が合理的な程度の確信をもって、競争者が設定する価格政策を予想で

きることとなるため、競争に影響をもたらすこととなり、とくにこれは当該目標価格に関する規定が調査および規律罰の対象となる可能性があるのであればなおさらである。また、設定された価格が実際には遵守されなくとも、それを設定する決定は競争を制限する目的を有することとなる。

当該決定が競争を制限する目的を有するか否かは、様々な要因により決することができる。その要因とは、当該決定を示す用語、客観的な目から見た目的、法的・経済的背景、および、当事者の行為である。

第一に、独立した行為として行われる建築家のサービスに対する最低報酬を協会が設定した「倫理規則 No.2」は、その用語からして、規則を作成するという意図を読み取ることができる。また、その前文において、基準よりも低い価格は、建築家はその義務を良心的かつ責任をもって果たすことが困難となり、顧客の利益を軽視することとなり、その結果として、協会が後ろ盾となっている自らの専門家としての名声・名誉を棄損することとなるとしている。この名声・名誉を棄損するということにより、規律上の罰を被ることとなる可能性がある。この用語の使い方からみて、協会はこの基準が広く利用されることを望んでいたことが明らかである。第二に、当該標準が策定されて間もなく、協会は費用を決定する唯一の選択肢が当該標準を参照することとする「標準契約」を起草しており、これは、最低費用基準を策定することにより会員間の価格競争を制限する意図を示すあまりある証拠である。また、協会は、この標準契約を18年にわたり、継続させている。第三に、1985年倫理規則30条は、建築家はその質において競争を行うこととし、また、そのサービスの価格において競争することを目的とする入札に参加しないよう規定し、これについてオランダ語圏控訴委員会がこれを1991年ベルギー法に違反するとして無効であるとしたことからすると、この委員会は感知し得るほどに競争を制限するものであると明白に認識していたとみることができる。第四に、協会は会員、顧客に対し、推奨料金を普及させることに成功しており、これによりその料金に各事業者がそのコスト等に関係なく従うこととなり、価格競争が行われる

危険性がなかったということである。

結論として、委員会は、協会により策定され、普及された最低費用基準は、その目的において競争を制限するものである。

③ Wouters 事件との異同

協会が、推奨基準が専門家の適切な行為に必要であると考えていたか否かは明らかではない。現に、情報提供の求めに応じた返答では、国家理事は、すべての建築家に共通する基準が必要であるとは考えていないが、推奨費用基準は有用であり、「倫理規則 No. 2」は、建築家が自らの専門家としての義務を果たすことを可能するために必要であるとしている。

委員会は、最終的に、推奨最低費用基準を策定することは、専門家としての建築家の適切な行為を確保するために必要なものとして考えることはできない。協会もまた、当該基準はガイドラインとして機能し得るという点において有用である可能性を述べるのみである。委員会の判断では、価格に関する情報は、他の方法で提供され得るのであり、例えば、一般的に適用された価格に関する、独立した者により収集された情報や調査に基づく情報の公開は、消費者がより信頼できる情報を提供することとなり、競争を阻害する可能性は低くなる。委員会は、極端に低い費用は違法な行為が行われた証拠であるとしているが、協会は各建築家が提示した価格に関する情報を自動的に収集することができるわけでもなく、また、極端に低い費用が違法な行為の十分な証拠とはならず、かつ、理事会は費用基準がなくとも監視の機能を果たすことは可能であると考えている。加えて、当該基準により、非良心的な建築家が質の低いサービスを提供することを防止することはできない。さらには、当該基準は、建築家が効率性、価格の低減、質の改善、技術革新を行うことを妨げる可能性さえある。

したがって、基準を策定するこの決定は、81条1項の適用対象から除外されることはない。

④加盟国間の通商への影響

当該協会の決定は、ベルギー全土に適用され、ベルギーにおいて独立し

た経済活動を行う、協会に加盟した他の国籍の者にも適用される。また、共同体レベルでは既に専門家たる建築家の行為を規制する明確な規則が定められており、これにより、専門家の行為を補助し、加盟国市場の分断を終結させる規制の枠組みがすでに用意されている。このような状況下において、当該決定は、加盟国間に通商に感知可能な現実の、ないし、潜在的な影響がある。

⑤81条3項の適用

協会は、当該基準は、建築家に対し業務の価値に比例したその責任を反映したガイドラインを提供することとなり、建築家のサービスの創出を改善することとなるとしている。しかし、当該基準が存在しなくともその業務の価値に基づいて計算される保険料を考慮して、費用を決定することは可能である。また、協会は、サービスの質の改善が予想されるとしているが、当該基準は建築家が効率の良い方を法採用することないし、価格の低減を行うことを妨げるものであり、過度に高い価格から消費者を保護することとはならない。

したがって、当該決定に対し、81条3項は適用されない。

(3) 委員会判断の検討

本件は、協会が定めた「倫理規則 No. 2」が1985年倫理規則のもとでは、それが遵守されなかった場合には、規律罰の対象となることから、事実上、各建築家が遵守しなければならないという強制力を持つものであり、各建築家が収受することを求められる最低費用を定める「倫理規則 No. 2」は、建築家間の競争を制限するものであり、建築家が自らの専門家としての義務を果たすためにも、また、違法な行為から消費者を保護するためにも必要ではないとされたものである。Wouters 事件では、弁護士会会員に対し会計士との包括的な提携を禁止することはその専門家としての義務を果たすために必要であり、必要最小限のものであると判断されたが、本件では同じ専門家としての義務を果たすために当該最低費用基準が必要であるという主張が本件では認められなかった。

本件から明らかなことは次の2点である。第1点は、2002年に第1審裁判所が下した Wouters 事件判決において示された理論に委員会が従う姿勢を示しているということである。問題となる競争制限行為が、少なくとも専門的なサービスを提供するために必要である、また、消費者の保護に必要であるという場合には、目的が実現可能であり、かつ、当該制限が必要最小限のものである場合には、EC条約81条1項の適用対象外となる可能性があるということを前提としている。第2点は、当該制限が最低価格を固定するもの、ないし、設定された価格の採用を推奨するものである場合には、81条1項の適用対象外となる可能性が非常に低いということである。このことは、委員会自身が2004年2月に公表したレポートの中でも名
言している。委員会は、最低価格は、専門家間の競争を「もっとも阻害する効果を持ち、競争市場が消費者にもたらす利益を撲滅する、ないし、非常に大きく減らすものであり」、サービスの質の保証に役立つものではない⁽¹¹⁾、推奨価格は「競争に重大な負の効果を与えるものであり、専門家間の価格における協調関係を促進し、また、合理的な価格ということについて消費者を誤って誘導する可能性があり」、「価格を設定するコストや交渉のコストを低減する方法」は、「独立した機関がこれまでの、ないし、収集した価格に関する情報を公表すること」等⁽¹²⁾で代替しうるとしている。

5 小 括

2002年に下された Wouters 事件判決においては、競争制限効果を有する事業者団体の決定が行われた場合、その目的、および、背景を考慮し、更には結果として発生する競争制限効果とその目的の追及に内在しているか否か（内在性）、目的を追求するために必要な範囲を超えていないか（比例性）という要件を満たす場合には、101条1項の適用対象外となると判断された。Albany 事件判決、EPI 事件判決、GISC 事件判断は Wouters 事件判決以前のものであるが、Wouters 事件において採用された理論と同様のものが採用されている。

事業者団体の決定が行われた目的・背景としては、補助的な年金の保障による労働条件の改善、特許に関する専門代理人の行為の自由の確保・顧客への適切なサービスの提供、損害保険業界の適正化・消費者の利益といったものが挙げられ、これらの目的を追求するための決定について、考慮の対象となるとしている。しかし、その考慮の方法については、差異があり、Albany 事件では EC 条約85条と EC 条約の他の条文の水平的な緊張関係について言及しているのに対し、他の2つの事件においては、漠然とした形でその目的・背景が考慮されている。Wouters 事件においても、この点について言及はなく、いかなる目的・背景が考慮の対象となるかは明らかにされていない。Wouters 事件判決後に下されたベルギー建築家協会事件判断もまた、建築家の適切な行為、消費者の保護を目的としていることが考慮の対象となると漠然と述べるのみである。

ただし、その反競争的效果が消費者に大きく及ぶ決定については、101条1項の適用対象外となる可能性が低いということがいえる。Albany 事件において問題となり、適用対象外とされたものは、産業別年金制度への強制加入というものであり、その影響が当該制度への加入を行うことを希望しない企業、同様の事業を営む保険会社に対してのみ生ずるものであり、EPI 事件において問題となり、適用対象となるとされたものは比較広告、GISC 事件において問題となり、適用対象とされたものは保険仲介業者の業務規制、ベルギー建築家協会事件において問題となり、適用対象とされたものは、料金規制である。後3者については、Wouters 事件判決に則って考えてみると、そのようは反競争的效果を発生させる事業者団体の決定については、内在性、比例性の点において、問題となされる可能性が高いといえる。

五七

この点について、「資格者団体の活動に関する独占禁止法上の⁽¹³⁾考え方」においても、事業者団体の決定は、報酬に関するものは単なる資料提供にすぎない場合以外、広告に関する規定は需要者の正しい選択を容易にする場合以外は競争制限効果が発生するために独禁法上問題となるとしており、

類似性を有する。

- (1) ヨーロッパ裁判所1999年9月21日判決・1999年ヨーロッパ裁判所判例集 I 5751頁
- (2) Peter D. Camesse, “Irreconcilable principles? The Court of Justice exempts collective labour agreements from the wrath of antitrust” *European Law Review* 2000, 25(2)501頁。
- (3) 1999年ヨーロッパ裁判所判例集 I 5751頁177段から179段。
- (4) ヨーロッパ第1審裁判所2001年3月28日判決・2001年ヨーロッパ裁判所判例集 II 1087頁
- (5) Edith Loozen “Professional ethics and restraints of competition” *European Law Review* 2006, 31 (1) 31頁。
- (6) “European Parliament resolution on market regulations and competition rules for the liberal professions” 2004年4月15日 OJ/C91 126頁
- (7) 委員会 “Communication from the Commission report on Competition in professional Services” 43段2004年2月9日
- (8) 競争委員会控訴裁判所2001年9月17日判決 <http://www.catribunal.org.uk/238-566/1002-2-1-01-IR-Institute-of-Independent-Insurance-Brokers.html>
- (9) Ofel “The benefit of self and co-regulation to consumer and industry” Chapter1 2001年6月
- (10) 委員会2004年6月24日判断 http://ec.europa.eu/competition/antitrust/cases/dec_docs/38549/38549_72_1.pdf
- (11) 委員会 “Communication from the Commission Report on Competition in professional Services” 31、33段
- (12) 同37段、39段
- (13) 公取委平成13年10月24日発表